

川俣町中心市街地活性化基本計画策定委員会設置要綱

平成 11 年 9 月 13 日

訓令第 20 号

（設置）

第 1 条 川俣町の中心市街地について、市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関し、中心市街地の振興及び秩序ある整備を図るため、川俣町中心市街地活性化基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は次に挙げる事務を所掌する。

- （１）川俣町中心市街地活性化基本計画の策定に関すること。
- （２）中心市街地における市街地の整備及び商業等の活性化に係る事業の推進に関すること。
- （３）その他中心市街地活性化に係る必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 委員会は、町長が委嘱または任命する委員 16 人（別表 1）以内をもって組織する。

- 2 委員会に、委員長及び副委員長 1 名を置き、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、特に必要があると認めたときは、委員以外の職員または関係者等の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。
- 3 委員長は、委員会における調査検討の状況及び結果を取りまとめて町長へ報告する。

（策定本部会議及びワーキンググループ）

第 5 条 委員会の下に、必要な事項について専門的な調査、研究を行うための機関として策定本部会議及びワーキンググループを置く。

- 2 策定本部会議は、副町長及び関係各課長等（別表 2）で組織し、副町長が本部長となる。
- 3 ワーキンググループは、関係各係長及び商工会・商工業者等関係団体の代表者（別表 3）をもって組織し、産業課長が座長となる。
- 4 策定本部会議及びワーキンググループは、調査、研究の経過及び結果を委員会に報告する。
- 5 本部長及び座長は、必要があると認めたときは、会議に班員以外の職員または関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

（事務局）

第 6 条 事務局は、川俣町役場産業課内に置く。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 11 年 9 月 20 日から施行する。

附 則（平成 19 年訓令第 68 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年訓令第 104 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年訓令第 32 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表 1

区分	構成組織・団体等
町長が委嘱 する委員	商工業振興委員会
	異業種交流会
	商工会
	商工会青年部
	商工会女性部
	まちづくり川俣
	学識経験者
	住民代表
	その他町長が認める者
町長が任命 する委員	副町長
	総務課長
	企画財政課長
	建設水道課長
	産業課長
	原子力災害対策課長

別表 2

区分	役職
本部会議員	副町長
	総務課長
	企画財政課長
	建設水道課長
	産業課長
	保健福祉課長
	町民税務課長
	生涯学習課長
	こども教育課長
	原子力災害対策課長
	議会事務局長
	会計管理者

別紙 3

区分	役職
ワーキング グループ員 (庁内組織)	産業課長
	産業課商工交流係長
	企画財政課企画調整係長
	総務課総務係長
	総務課消防交通係長
	建設課建設係長
	建設課管理係長
	保健福祉課健康福祉係長
	原子力災害対策課住民支援係長
	町民税務課生活環境係長
	生涯学習課生涯学習係長
	こども教育課学校教育係長
	こども教育課子育て支援係長
	保健センター所長

区分	構成組織・団体等
ワーキング グループ員 (商工組織)	商工会
	商工会青年部
	商工会女性部
	商店会
	商工業事業者